平成２１年（フ）第２０８号
広島県府中市本山町832番地の１
債務者　林　須磨子
1　決定年月日時　平成21年６月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月１日まで
5　免責審尋期日　平成21年８月25日午後４時
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２１年（フ）第１９８号
広島県福山市沖野上町４丁目２番25―501号　ダイアパレス沖野上
債務者　橋本　悦子
1　決定年月日時　平成21年６月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月２日まで
5　免責審尋期日　平成21年８月25日午後４時
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２１年（フ）第６７７号
東京都多摩市落川1163番地の１コーポマスダ101
債務者　酒井　宏子
1　決定年月日時　平成21年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月３日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月３日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第２１８号
神奈川県相模原市陽光台７丁目２番11号　サングリーンハウス３―Ａ
債務者　新倉　隆行
1　決定年月日時　平成21年６月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月３日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月３日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２１年（フ）第２６１号
神奈川県相模原市青葉１丁目14番７号　アオバハイツ102
債務者　伊藤さつき
1　決定年月日時　平成21年６月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月３日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月３日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２１年（フ）第２６９号
神奈川県相模原市相模大野７丁目45番17号　オレンジファーム106号
債務者　ウィリス初江
1　決定年月日時　平成21年６月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月３日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月３日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２１年（フ）第２７０号
神奈川県相模原市相模台２丁目14番17号　フォルム相模台201
債務者　竹田　善成
1　決定年月日時　平成21年６月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月３日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月３日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２１年（フ）第７９号
石川県能美市福岡町ハ51番地９
債務者　安藤　雅代
1　決定年月日時　平成21年７月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月３日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月３日午後２時
金沢地方裁判所小松支部

平成２０年（フ）第１４６号
岡山県津山市中北下1885番地
債務者　大天　岳子
1　決定年月日時　平成21年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月３日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月10日午後１時10分
岡山地方裁判所津山支部

平成２１年（フ）第１６４号
広島県福山市水呑向丘101番地　県住２―102
債務者　遠藤恵美子
1　決定年月日時　平成21年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月３日まで
5　免責審尋期日　平成21年８月25日午後４時
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２１年（フ）第１６５号
広島県福山市水呑向丘101番地　県住２―102
債務者　遠藤　佳奈
1　決定年月日時　平成21年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月３日まで
5　免責審尋期日　平成21年８月25日午後４時
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２１年（フ）第１９０号
広島県福山市神辺町字下御領447番地４
債務者　井元　智子（旧姓元石）
1　決定年月日時　平成21年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月３日まで
5　免責審尋期日　平成21年８月25日午後４時
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２１年（フ）第２０５号
広島県福山市霞町１丁目９番14―302号
債務者　杉浦　　雅
1　決定年月日時　平成21年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月３日まで
5　免責審尋期日　平成21年８月25日午後４時
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２１年（フ）第２０６号
広島県福山市霞町１丁目９番14―302号
債務者　杉浦　裕美
1　決定年月日時　平成21年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月３日まで
5　免責審尋期日　平成21年８月25日午後４時
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２１年（フ）第４４号
熊本県人吉市上戸越町2289番地87
債務者　松本　紘征
1　決定年月日時　平成21年７月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月４日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月４日午前11時30分
熊本地方裁判所人吉支部

平成２１年（フ）第３９１号
静岡県島田市御仮屋町8827番地の13
債務者　山本　静子
1　決定年月日時　平成21年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月９日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月２日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部